

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課）

制 度 名	障害者雇用促進法の改正に伴う障害者を雇用する事業所等に係る税制上の特例措置の拡充			
税 目	所得税、法人税			
要 望 の 内 容	<p>【現行の税制措置の概要】</p> <p>① 障害者を 50%以上（20 人以上の場合は 25%以上）雇用している場合、その年またはその前 5 年以内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等について、普通償却限度額の 24%（建物 32%）の割増償却ができる。</p> <p>② 障害者の「働く場」への発注額を前年度より増加させた場合、当該発注額の増加額に応じて企業が有する 3 年以内取得資産について、普通償却限度額の 30%の割増償却ができる。</p> <p>【要望の内容】</p> <p>平成 22 年 7 月施行の障害者雇用促進法改正により、短時間労働者（週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満）に障害者雇用率制度の適用が拡大されることに伴い、税制上の特例においても、適用要件の算定に当たり短時間労働者を加える。</p> <table border="1" data-bbox="1013 1037 1490 1126"> <tr> <td data-bbox="1013 1037 1220 1126">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1220 1037 1490 1126">0 百万円 （－）</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	0 百万円 （－）
減収見込額 （平年度）	0 百万円 （－）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>(2)に記載されているとおり、障害者の短時間労働へのニーズがあることを踏まえ、障害者の意欲・能力に応じて、短時間労働という働き方の選択肢を広げ、障害者雇用の促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>短時間労働については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者によっては、障害の特性や程度、加齢に伴う体力の低下等により、長時間労働が難しい場合があるほか、 ・ 障害者が福祉的就労から一般雇用へ移行していくための段階的な就労形態として有効である <p>などの理由から、障害者に一定のニーズがあるため、税制の優遇措置を受ける際の要件に当たって、短時間労働を加えて算定する必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>障害者雇用促進法の改正により、障害者雇用率の算定において、短時間労働も含めることとしており、税制の優遇措置を受ける際の要件（雇用障害者数の割合）に当たっても、短時間労働を加えて算定することとする必要がある。なお、短時間労働者を雇用義務の対象とした場合の実雇用率は、対象としない改正前の実雇用率と比べ、大幅に上昇するということはないため、本要望に伴う減税への影響は少ないと考える。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	基本目標Ⅳ：経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標3：労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 3-1：高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定を図ること 基本目標Ⅷ：障害のある人もない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策目標1：必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること 1-2：障害者の雇用の促進すること
	政策の達成目標	○ 法定雇用率1.8%の達成 ○ 平成25年度に雇用障害者数を64万人にする。 ○ 平成20年度から24年度の間、ハローワークで24万人の障害者の就職を実現する。
	租税特別措置の適用又は延長期間	平成23年3月31日（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却） 平成25年3月31日（障害者の「働く場」に対する発注促進税制）
	同上の期間中の達成目標	○ 法定雇用率1.8%の達成 ○ 平成25年度に雇用障害者数を64万人にする。 ○ 平成20年度から24年度の間、ハローワークで24万人の障害者の就職を実現する。
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	○ 心身障害者を多数雇用する事業所等に係る軽減措置（不動産取得税・固定資産税） ○ 心身障害者を多数雇用する事業所等に係る課税標準の特例措置（事業所税） ○ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等、支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却（法人住民税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○ 障害者雇用納付金制度（障害者雇用納付金事業） 障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図り、全体として障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、雇用率未達成企業から納付金（1人当たり月額5万円）を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金（1人当たり月額2万7千円）、報奨金（1人当たり月額2万1千円）を支給するとともに、障害者の雇用の促進等を図る各種助成金を支給している。
上記の予算上の措置等と要望項目との関係	障害者多数雇用事業所は小規模が多く、経営環境が脆弱である上、一般企業に比べて収益が小さい。その一方で障害者の働きやすい環境整備のためには、多額の設備投資を要するなど厳しい経済環境に置かれている。このため障害者雇用納付金制度等の助成金に加えて、税制上の特例措置により、障害者多数雇用事業所の設備投資のインセンティブを喚起し、設備を充実させて事業所の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境整備を図ることや、他企業からの発注を促進し、経営基盤の安定化を図ることは、障害者の雇用の安定・促進につながる。	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	政策の達成状況 平成20年6月1日現在の民間企業の障害者の実雇用率は1.59%であり、前年の1.55%から0.04%ポイント改善したところである。 またハローワークにおける障害者の就職件数は、雇用情勢が悪化する中、過去最高であった前年度を下回ったものの、前々年度の水準は上回る44,463件となった。解雇者数については、大きく増加しており、平成14年度以来の水準の2,774人となっている。	

<p>租税特別措置 の適用実績</p>	<p>過去の適用件数と減税額 (機械等の割増償却制度) 平成20年度 機械等480件、建物等163件 12百万円 (働く場に対する発注促進税制) 平成20年度 5,095件 1,880百万円</p>
<p>租税特別措置 による政策 の達成目標の 実現状況等</p>	<p>民間企業においては、 ○ 平成20年6月1日現在の雇用されている障害者の数が、前年に比べて7.6% (約2万3千人) 増加し、約32万6千人となったこと ○ 平成20年6月1日現在の実雇用率が前年に比べて0.04%ポイント上昇し、1.59%となったこと ○ 平成20年6月1日現在の法定雇用率達成企業の割合が、前年に比べて1.1%ポイント上昇し、44.9%ポイントとなったこと 等、障害者雇用の着実な進展が見られる。</p>
<p>前回要望時 の達成目標</p>	<p>○ 法定雇用率1.8%を達成。 ○ 平成25年度に雇用障害者数を64万人とする。 ○ 平成20年度から24年度の間、ハローワークで24万人の障害者の就職を実現する。</p>
<p>前回要望時 からの達成度 及び目標に 達していない 場合の理由</p>	<p>平成20年6月1日現在の実雇用率は1.59%であり、前回要望時の平成19年6月1日現在の実雇用率1.55%から0.04%ポイント改善したところである。 ただし、法定雇用率の1.8%を依然として下回っており、特に中小企業の実雇用率は引き続き改善が遅れている。要因としては、規模の小さい事業者は、経営環境が脆弱である上、障害者の働きやすい環境整備のためには多額の設備投資を要するなど厳しい経済環境に置かれていることが考えられる。</p>
<p>これまでの 要望経緯</p>	<p>○ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却については、昭和48年度に制度創設以来、平成20年度まで延長を重ねてきている。平成9年度、平成13年度、平成15年度、平成17年度には適用要件の拡充についての要望も併せて行った。また、平成18年度には短時間労働の精神障害者を対象となる範囲に加えた。 ○ 障害者の「働く場」に対する発注促進税制については、平成20年度に創設した。</p>